

## &lt; 介護保険料の算定手順 &gt;

第 6 期計画期間の介護保険料の算定は、下記の手順により行っています。

**第 1 号被保険者（65 歳以上）数の推計**  
練馬区人口推計に基づき、第 1 号被保険者数を推計します。

**要介護認定者数の推計**  
第 5 期計画までの要介護認定者数（要介護認定率）に基づき、要支援・要介護認定者数を推計します。

**介護給付費等の算出**  
第 5 期計画までの給付実績等に基づき、居宅（介護予防）サービス、施設サービス、地域密着型（介護予防）サービスおよび地域支援事業の事業量および、これに要する給付費を推計します。

**第 1 号被保険者の介護保険料で賄うべき額の算定**  
介護給付費のうち、負担割合である 22.0% に相当する額が第 1 号被保険者の保険料で賄われるべき額になります。

**区の基金の活用による軽減**  
区の基金（練馬区介護保険給付費準備基金）の取崩しにより、保険料の負担軽減を行います。

**介護保険料基準額および所得段階別保険料の設定**  
これまでの所得段階を見直し、第 6 期計画における保険料基準額および所得段階別保険料を設定します。